

# 今月の経理情報

2004年7月

## 今回のテーマ： 中小企業の引当金会計

現在、法務省の会社法(現代化関係)部会で審議されている「会計参与制度」の導入問題や中小企業庁による会計に関する研究会報告書(以下「中小企業の会計基準」)から、中小企業の会計・決算書の信頼性を高めることが望まれています。

### 1 退職給付引当金

税務上、退職給付引当金の繰入れが認められなくなったことから、中小企業の決算書では、退職給付引当金が計上されていないケースが多くみられます。

「中小企業の会計基準」では、次の計上を必要としています。

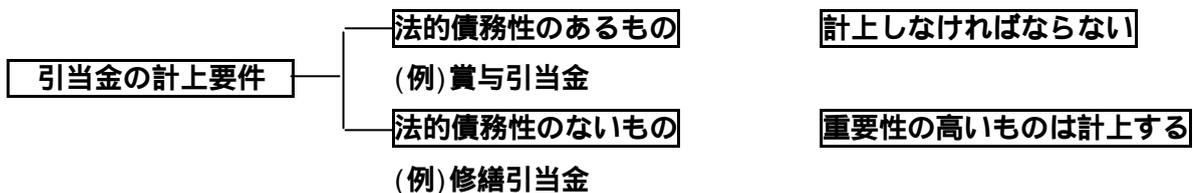
退職一時金・・・自己都合期末要支給額×将来の在職年数等を考慮した現在価値割引

企業年金・・・将来追加拠出が見込まれるものは、追加的に引当金を計上する

「退職給付会計基準」や実務指針においても、従業員300人未満の会社においては簡便法として「自己都合期末要支給額」をもって退職給付債務とすることも認められています。

### 2 その他の引当金

その他の引当金についても、税務上貸倒・返品調整引当金を除き引当金制度は廃止されていますが、「中小企業の会計基準」においては引当金計上することが要請されています。



- ・ 将来の費用(または損失)がある
- ・ 費用(損失)の発生が当期以前の事象に起因する
- ・ 費用(損失)の発生の可能性が高い
- ・ 費用(損失)の金額を合理的に見積もることができる

### お見逃しなく!

1. 近年、退職給付・税効果・金融商品などの新会計基準が次々と導入されています。一方、企業会計基準と税法との乖離が進んでいます。

公認会計士や監査法人による会計監査が法律上義務づけられない中小企業では、新会計基準の導入には消極的で、税法基準による会計処理が多いのが現状です。

中小企業でも、つぎの理由から、適切な会計処理・決算書の作成が必要です。

- 1) 適切な決算書を作成することにより、自社の経営状況を的確に把握し、それに基づき事業計画の策定が必要不可欠であること
  - 2) 資金調達などの面でも信頼性のある決算書の作成が有利であること
2. 税務上認められない引当金を計上したり、税効果会計を導入しても、課税所得・納税額は変わりません。